

## 愛玩飼養の目的の捕獲に関する記述の主な論点

## 1. 基本指針における主な記述箇所

- ・ 現行基本指針の記述では、Ⅰ第十二 P25 に、総論的な記述がある。また、Ⅲ第四 P38 に、都道府県が許可する場合の基本的考え方について記述がある。さらに、Ⅲ第四 P50 に、都道府県が許可する場合の具体的な基準について言及がある。

## 2. 愛玩飼養の目的の捕獲に関する記述の主な論点

以下の論点を踏まえ、基本指針の記述の方向性を検討する。

- ・ 愛玩のための飼養の目的の捕獲については廃止の方向で検討を進めてきたところである。一方、これまでの議論の中で、野鳥の愛玩飼養の慣習というものが古くからあるが、愛玩のための飼養の対象が外国産の鳥類などに限定されてしまうことに対する問題提起がなされてきた。
- ・ そのため、制度上、野生鳥獣に関しては外来鳥獣や狩猟鳥獣のみが愛玩飼養の対象となることについて、鳥獣を愛でることの意味、歴史的観点、動物福祉面、国内外の生物多様性の確保等を含めた総合的な検討が必要。